

別記3 宇和海を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
機船船び き網漁業	さより機船 船びき網漁 業	定め なし	5トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	宇和海	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	めじか機船 船びき網漁 業	定め なし	5トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	宇和海	5. 1～ 10. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
潜水器漁 業	第一種共同 漁業の目的 とする水産 資源を採捕 する潜水器 漁業	定め なし	2トン未満 52キロワット (旧馬力20) 以下 2トン以上 4トン未満 110キロワット (旧馬力35) 以下 4トン以上 120キロワット (旧馬力40) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 であって、漁業権 者の同意のある者 (宇和海に限る。)
地びき網 漁業	雑魚地びき 網漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1. ～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
固定式刺 し網漁業	雑魚磯建網 漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1. ～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 であって、漁業権 者の同意のある者 (宇和海に限る。)
	雑魚沖建網 漁業	定め なし	定めなし	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線以北の宇和海 ただし、西宇和郡伊方町梶谷鼻と宇和島市日 振島西端とを結んだ直線以東の海域及び共同漁 業権漁場区域内を除く。	1. 1. ～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市又は西予 市三瓶町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
			定めなし	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良 岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間に おける宇和海 ただし、西宇和郡伊方町梶谷鼻と宇和島市日 振島西端及び南宇和郡愛南町由良岬を順次結ん だ2直線以東の海域並びに共同漁業権漁場区域 内を除く。	1.1.～ 12.31	西予市明浜町又は 宇和島市に漁業根 拠地を有する者
			定めなし	南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結 んだ直線以南の宇和海 ただし、南宇和郡愛南町由良岬、同町横島西南 端、同町沖ノ瀬(沖ノ磯)及び愛媛県と高知県と の最大高潮時海岸線における境界点を順次結ん だ3直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた海域 並びに共同漁業権漁場区域内を除く。	1.1.～ 12.31	南宇和郡愛南町に 漁業根拠地を有す る者
流し網漁 業	いわし流し 網漁業	定め なし	定めなし	宇和海	1.1.～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
刺し網漁 業	きびなご刺 し網漁業	定め なし	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	さより刺し 網漁業	定め なし	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	きす刺し網 漁業	定め なし	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	めじか刺し 網漁業	定め なし	定めなし	宇和海	5.1～ 10.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市、南宇和 郡愛南町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	かに刺し網 漁業	定め なし	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
						(宇和海に限る。)
	このしろ囲 い刺し網漁 業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	ぼら囲い刺 し網漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市、南宇和 郡愛南町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	このしろ追 掛網漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	はまち、い さぎ追掛網 漁業	定め なし	定めなし	宇和海 ただし、南宇和郡愛南町鹿島黒渚から真方位 204 度 150 メートルの点、同 121 度 150 メー トルの点、同 350 度 895 メートルの点及び同 337 度 895 メートルの点を順次結んだ 4 直線に囲ま れた海域及び同町鹿島赤渚の周辺最大高潮時海 岸線から 300 メートルの海域並びに宇共第 46 号 (同町横島) の区域を除く。	8. 1～ 翌 4. 30	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	ちぬ追掛網 漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	ぼら追掛網 漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	あまだい漕 刺し網漁業	定め なし	48 キロワット (旧馬力15) 以下	宇和海 ただし、西宇和郡、八幡浜市、西予市三瓶町及 び南宇和郡地先最大高潮時海岸線から 1,000 メ ートル以内の海域並びに南宇和郡愛南町由良 岬、宇和島市御五神島西端、同市日振島黒鼻西 端、同市鷗島西端及び西予市明浜町大崎鼻灯台	3. 1～ 9. 30	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				中心点を順次結んだ直線以内の海域を除く。		
敷網漁業	いわし、あ じ、さば四 そう張網漁 業	定め なし	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	かわはぎ敷 網漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	雑魚磯敷網 漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
すくい網 漁業	いわし、あ じ、さばた きよせすく い網漁業	定め なし	定めなし	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線以北の宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市又は西予 市三瓶町に漁業根 拠地を有する者 (宇和海に限る。)
			定めなし	西予市明浜町大崎鼻灯台中心点と大分県沖無 垢島頂上とを結んだ直線と南宇和郡愛南町由良 岬と大分県鶴御崎とを結んだ直線との両線間に おける宇和海	1.1～ 12.31	西予市明浜町又は 宇和島市に漁業根 拠地を有する者
			定めなし	南宇和郡愛南町由良岬と大分県鶴御崎とを結 んだ直線以南の宇和海	1.1～ 12.31	南宇和郡愛南町に 漁業根拠地を有す る者
たこつぼ 漁業	たこつぼ漁 業	定め なし	定めなし	宇和海 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
はえ縄漁 業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	定め なし	定めなし	宇和海	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
	ふぐはえ縄 漁業	定め なし	定めなし	宇和海	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
ほこ突き 漁業	火光利用ほ こ突き漁業	定め なし	定めなし	宇和海	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。